

桃木野：ゴルフ場を造成するとして平成5年3月1日に林地開発許可を受けた(株)キリシマが現在に至っても防災調整池整備が終了していない。県議会の議論や開発中止を求める地域住民からの要望、又県の指導等もあって本年5月28日に調整池に関わる施工計画書が提出された。平成9年以降は調整池など、防災施設整備に関わる工事が業者の資金繰り等が苦しいという理由で殆ど進んでいない状況である。平成7年9月に調整池で排水溝に詰まった木切れなどを除去していた作業員が大量の土砂と水に押し流され1名、亡くなった。平成22年7月、大雨により田畑に土砂が流入するなどの被害があった。林地開発許可条件には主要防災施設の工事を先行することとあり、この条件に従って開発行為を行わない場合は許可を取り消すとある。業者から本年1月、県に提出された工事進捗状況報告書によると調整池工事は出来高49%であり、造成工事等は進んだ部分もあって、全体としては51%となっている。これまで県が放置に等しい状況を継続してきたところの責任が問われる。平成9年以降、調整池等は殆ど放置されていた。パトロールは実施していたのであろうがあまりにも無責任と言わざるを得ない行政のやり方ではないか？ 驚くべきことは現在12万等規模の大規模養豚場整備事業の環境影響評価が実施されている。環境厚生委員会で聞いたところ、法令上、条例上も環境影響評価を実施することは構わないという回答であったが、これまでの業者、県の対応からみると地域住民が大きな不安を感じるのは当然と言える。ゴルフ場を作り、その隣に養豚場を作る、だからアセスをするのであれば、養豚場には反対であるが理屈は分かる。先輩議員にゴルフ場の隣に養豚場を作るのではなく、ゴルフ場が養豚場にすり替わると聞いた。正直このような事があって良いのだろうか、34年間、県に職員としていたが、過去このような事は無かった。決して有ってはならない事と思う。鹿児島県、霧島市などの自治体が出資者となっているナンチクが平成21年12月28日に所有権移転請求権の仮登記を行っている。これは国土利用計画法違反ということで県から文書指導がナンチクに出されている。県は平成23年11月28日、防災施設の完成等について、土砂の全面排除、調整池の早期完成に向けての指導文書が出されている。これに基づき4月に土砂の搬出があったものと思われる。このような経緯の元、質問を行う。

- ① 平成5年の林地開発許可条件には防災施設工事を先行実施しなければならないとあり、従わない場合には許可を取り消すことが出来る旨の規定がある。平成9年以降は工事中断を15年間見過ごされてきた、この県の姿勢はどのように理解すれば良いか？
- ② 県土地利用対策要綱に基づき旧霧島町長と(株)キリシマとの間でゴルフ場の開発協定書が結ばれている。協定書の中に工事完成保証人として鎌田建設、及びもう一社が記載されている。(株)キリシマが資金不足のために調整池等の防災工事が出来ないのであれば、工事完成保証人である鎌田建設が工事を実施するように指導することを旧霧島町、現在の霧島市に依頼すべきであると考え。霧島市と、どのように連携して指導してきたか？
- ③ 県が出資しているナンチクは平成21年12月28日、所有権移転請求権の仮登記を行っている。
 - ・ナンチクへの出資時期、出資金額、出資目的を問う。
 - ・県OBの再就職についてどのような約束、どのような立場に再就職しているか？
 - ・相当年数OBが再就職していると聞く。どのくらいの年数、再就職しているか、その目的、メリットを問う。
 - ・県に対し、所有権移転請求権仮登記について事前の相談があったか？
仮登記に至った経緯を示せ。

- ・所有権移転請求権仮登記された土地と問題となっているゴルフ場の林地開発区域の土地について、それぞれの面積を示せ。
- ・林地開発許可区域の内、どの程度仮登記されているか？
仮登記について国土利用計画法に基づく届け出無しに実施された事について県はどのように考えるか？

④ 大規模養豚場建設計画に関わる環境影響評価について、平成22年3月末には方法書に対する知事意見書が出された。鹿児島農畜産研究公社は方法書に対する知事意見を踏まえ環境影響調査を開始したが、2年以上経過している。環境影響調査の進捗状況を問う。
調査、予測、評価が終了すると結果をとりまとめ準備書が県へ提出される。準備書提出後の手続きを問う

⑤ 年間の出荷計画頭数は当初の30万頭から12万頭へ変更されているが、この規模は県内に置ける位置づけはどのようなものか？

一般的に出荷頭数12万頭規模の豚舎面積は？ 付帯施設はどのようなものか？

口蹄疫発生時の埋却地確保が義務付けられているが、万一口蹄疫等が発生し、計画地に埋却した場合、地域への影響があると考え。埋却地選定の条件を示せ。

養豚場建設予定地は霧島神宮駅から約1.4km、観光地霧島の玄関口でもあり、多くの観光施設がある。宮崎県の口蹄疫発生時、霧島温泉や周辺の温泉街は観光客が激減し大きな打撃を受けた。一旦口蹄疫の風評が流れると霧島温泉や、妙見温泉など周辺の温泉地は壊滅的な状態が予想される事から県内に置ける口蹄疫等の疾病を発生させない為の防疫衛生対策等の取り組みを示せ。

⑥ 5月28日提出の防災施工計画書では調整池工事完了は平成26年11月となっている。あまりにも遅すぎる。住民感情などを考慮するともっと早くすべきではないか？

現に土砂流出が発生し田畑に被害が出たり、人も亡くなっている。工事は予定通り進んでいるのか、早期完成をもっと業者に指導すべきではないか？

事業者は調整池に関する施工計画について地元説明会を開催したと聞く。説明会の参加者、説明会の内容について示せ。

伊藤知事：霧島永水地区ゴルフ場開発問題に関連した口蹄疫の防疫対策一般についての質問について
県内に於ける口蹄疫の防疫対策は発生予防の観点から農家や関係者が防疫対策について共通の認識を持ち、防疫意識の向上を図る事が極めて重要と考える。この為、最新の国内外での疾病発生情報を周知する為、防疫対策会議の開催や定期的な防疫演習を実施すると共に鹿児島畜産の日に当る、毎月29日を県内一斉消毒の日として定め畜舎や家畜等の消毒の推進や地域ぐるみでの防疫体制の整備等に取り組んでいる。昨年、家畜伝染病予防法が改正されたことから、本年4月以降、家畜主要農場の全戸立入検査を行い主要衛生管理基準の遵守状況を確認し、不備がある場合改善指導を行うなど常に防疫意識を高いレベルで維持する為の各種対策を講じてきた。今後とも口蹄疫の進入防止に万全を期す。

稲原企画部長：

① 霧島永水地区の開発関連で霧島市との連携による業者指導について

霧島市とはこれまで開発事業者による防災工事等に関する情報の共有に努めて来た。開発協定に基づく開発事業者に対する指示は霧島市に於いて行われる必要があり、これまで県からの要請も踏まえ霧島市は開発事業者、及び工事完成保証人に対し防災工事の早期完成を指導し

てきた。

② ナンチクの国土利用計画法に基づく届け出について

所有権移転請求権の仮登記が行われた面積は約157ha、その内開発区域の面積は約145ha、その全域が仮登記されている。

仮登記による権利取得者であるナンチクは仮登記の段階で国土利用計画法に基づく届け出を行う必要があることについて認識が無かったことにより、届出が為されなかった。

③ 環境影響評価終了後の手続きについて

環境影響評価の手続きが終了後、土地の利用目的に応じ土地利用協議や林地開発に係る変更許可申請等の手続きを行う必要がある。

新川環境林務部長：

① ゴルフ場建設に係る林地開発について

県としては調整池の早期完成や土砂流出防止対策の徹底、法面の緑化等について指導してきており、事業者はこれまで、調整池の計画容量の確保をするための土砂の全面排除や大型土嚢の設置による侵食防止措置、種子吹付け等を行った。

② 工事状況について

県に提出した施工計画に基づいて調整池の擁壁工事を行っている。県としては今後とも施工計画に基づき工事が実施されるよう強く指導して行く。

③ 大規模養豚場建設計画の環境評価について

現在、水質悪質等の調査結果を元に予測評価を行い準備書の作成中であると聞いている。準備書提出後の手続きについて、

- ・事業者は準備書の公告縦覧中に説明会を開催
- ・事業者は地元住民等の意見を聞き住民意見の概要と事業者見解を県、及び関係市に提出
- ・県は住民や関係市長、県環境影響評価専門委員の意見を踏まえ、環境保全の見地からの知事意見を事業者に提出
- ・事業者はこの知事意見を受けて必要に応じ、追加調査等を実施した上で評価書作成
- ・知事、関係市長へ評価書送付
- ・評価書の公告縦覧

④ 調整池地元説明会について（霧島市からの情報）

地元自治会の代表者等が参加し開催された。事業者から調整池の施工方法や施工時期、施工に当たっての土砂流出防止対策等について説明が行われ、地元自治会等からは施工計画の内容や施工中の河川の汚濁対策、住民への連絡体制等について質問があったと聞いた。

中西農政部長：

① ナンチクへの出資等について

ナンチクは我国初の産地食肉処理場として独立行政法人、農畜産業振興機構、鹿児島県、宮崎県、両県の市町村、農業団体、並びに関係業界が出資し、昭和38年に設立された。県としては輸送コストの低減、生産農家の所得向上、地域の雇用促進に資する為、当時資本金4億9,000万円の内、9,000万円の出資をした。

② 県退職者の内、部長級職から副社長、次長級職から常務に就任している。退職後の県職員の再就職についてはナンチクの要請を受けて人格、識見、経験等を考慮して推薦している。

③ 所有権移転請求権仮登記について

ナンチクに以前、確認したところ、近年の養豚経営者の高齢化を背景に特に JA 系列の肉豚の出荷が激減している状況に対応するため、自社農場の建設も視野に入れていたが霧島市の当該用地において鹿児島農畜産研究公社が畜舎の建設とその運営を行い、肉畜の出荷先となるナンチクはこれに対する畜舎設計や家畜排泄物処理に係る技術的な支援等を行う事としており、将来に亘る両社の信頼関係を強固な物にすると共に円滑な事業展開に資する為に売買予約契約を締結し、所有権移転請求権仮登記を行ったとの回答を得ている。

④ 養豚場の規模について

県の一戸当りの豚の飼養規模は拡大してきており、平均約 2,000 頭となっており、大規模な企業的養豚場も増えており、最も規模の大きい養豚場は年間 16 万頭を出荷しており、今回計画されている養豚場はこれに次ぐ規模となる。

豚は一回で約 10 頭の子豚が生まれ、年 2 回分娩することから、今回計画されている年間出荷頭数 12 万頭規模の養豚場の場合、常時飼養頭数は 6 万頭が見込まれ、飼養方法にもよるが繁殖、分娩、育成、肥育等からなる豚舎の面積は 14ha 程度になる。一般的な養豚場では豚舎の他に糞尿処理施設、消毒施設等の付帯施設が必要である為、施設用地としてはさらに大きな面積が必要となる。

⑤ 埋却等の条件について

万一、口蹄疫が発生した場合の死体等の処理について焼却、埋却の方法がある。死体の移動は病原体を広げる恐れがあることから、原則、その農場内、又は農場からそう遠くない場所に埋却する事が望ましい。埋却地については家畜伝染病予防法施行規則等において、人家、飲料水、河川、道路に近接しない場所であって、日常、人、及び家畜が接近しない場所と規定されている。県においては、畜産農家からの報告によると本年 2 月 1 日現在、84%が埋却地の確保が出来ている。

桃木野：再質問です。国土利用計画法による届出は知らなかったという事で文書指導を行っているが、県の OB が行っており、出資もしている。仮登記について出資者である県に対して、国土利用計画法に基づく届出とは別に相談は有ったのか？

中西農政部長：輸送コストの低減、生産農家の所得向上、地域の雇用促進に資する為、ナンチクに出資している。所有権移転請求権の仮登記や契約内容等の具体的な手続きについてはナンチクが責任を持って実施するものとする。

桃木野：一般的に出資しておいて、一言も相談が無い、ましては OB が勤務している、知らないで済むか？ 一般常識的に問うている。金を出しているのに一言も相談が無かった、ナンチクがやることだ、それでは済まないでしょう。 仮登記でナンチクから公社へ幾ら支払われたのか？ 聞いているか？

中西農政部長：所有権移転請求権の仮登記に伴う手付金のことであろうが、金額についてナンチクに確認したところ、公社と信頼関係をより強固なものとし、将来の安定的な肉豚の集荷がある程度担保される事、今後公社の事業展開をより円滑にする為、仮登記を行い、用地代の一部として手付金を支払ったと聞いている。

桃木野：再々になるが、OB が過去、30 年前も確か農政部長が行っている。これまでたくさんの OB が行っている。畜産振興は元より県の為にも、しっかりとした働きをせねばならない。今回のようにナンチクがやることだと、いわゆる天下りだ。その辺りが一般的に理解し難い。

知事は代表質問に将来を安心して過ごせるような全国一暮らしよい先進県を目指して県政を推進

したいと答弁された。霧島のゴルフ場開発問題では調整池がはかどらずに地域住民が本当に心配し、本会議や委員会の度に傍聴に来ている。知事は3期目の当選となったわけであるが、今までの議論を聞いて10数年を経てこの状態、これについて当選された知事として、今後の展開についてどのような所見があるか問う。

新川環境林務部長：今日の事態をどのように受け止めているかの質問であるが、ゴルフ場の建設問題等では地域住民の方々が大変、懸念していると受け止めている。先の答弁したとおり、県としてはこれまで業者に対して調整池の早期完成等の徹底等について指導してきており、現在、調整池については土砂の全面排除により、計画容量が確保されている。事業者は5月に提出した施工計画に基づき調整池の擁壁工事を行っている。今後も現地調査を定期的に行い施工計画に基づいた工事が実施されるよう強く指導する。

桃木野：工事施工者である(株)キリシマと同一事業体である鎌田建設が工事完成保証人になっているので、実質保証人の役目を果たしていないと思う。県は土地利用対策要綱に基づいて協定書締結などの指導監督をする立場にある。今回の事は今後の教訓にしていきたい。現在(株)キリシマとほぼ同一事業体と思われる鹿児島農畜産研究公社が工事の施工を行っている。公社という表現は何か公の機関ではないかとの誤解を一般市民に与える。県に聞いたところ、対応できないという事であった。一般市民は十分、このようなところは注意が必要である。今後、県のOBでナンチュクに行く人は、ナンチュクからの要請で行くとのことであるが、天下りには違いが無いわけで、天下りは批判が多い、そういう中で行くわけであるから畜産振興は元より、県の為にもしっかりとした役割を担っていただきたいと思う。環境厚生委員会に所属することとなったが、改めてゴルフ場問題を調べる内に地域住民の方々の心配はもちろんの事、結果としてこういった行政のやり方は如何なものかと思う。指宿の菜の花館問題でも述べたが議会としても本当にこれで良かったのか疑問に思う。平成5年の工事着工から当初は平成7年の9月には完成するはずだったゴルフ場。これが様々な要因で今日の状態となっている。私はあの地域に身内や知人はおりませんが、大雨等の時に心配される、あの地域の方々の事を思いますとこれではいけないと、本当に無性に腹が立って、今回質問をした。正にはらわたが煮えくり返る思いである。はらわたが煮えくり返る思いというのは、かつて鎌田知事が議会答弁の中で言われた言葉です。記憶されている方もいらっしゃるでしょう。何の答弁でそのような発言をされたかは敢えて言わないが、私が環境管理課に在籍している時でした。時の上司が「知事も余程腹が立ったのでしょ」と言った。施工業者だけを責めるつもりは無い、もちろん業者も悪いが、県や霧島市、県議会が結果として何かもう少し踏み込んだ対応をしていたら、今日状況にはならなかったのではないかと思う。宮崎県での例を思い起こし、もし霧島地区に養豚場が出来たら、そこで口蹄疫が発生したらと考えると観光業界どころか、あらゆるところに大打撃を与えらると思う。今となっては業者としても金を注ぎ込み、引くに引けない状況かなと。しかし、しっかりした対応を県当局に求める。今後は委員会でもしっかり議論をしながらこの推移をチェックして行きます。一昨年、県議会のあり方について地元紙に色々掲載されました。私自身あの記事(南日本新聞2011/1/30再考県議会)思い出しながら普段も活動している。安心安全な町作りの為に、県政発展の為にしっかり頑張っていきたい。県民各位、議場におられる方々のご指導を心からお願い申し上げます。